



# うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止 対策)



## 【営業時間短縮協力金】

**那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市**

**「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」**

## 【申請受付要項】

### 【対象者】

営業時間の短縮に協力した那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市内の  
「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」を運営している事業者

屋内施設を有し、屋内で飲食を伴うものが対象。

(屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外)

### 【受付期間】

- ・令和3年1月4日(月)から順次受付開始(同年2月28日(日)まで)  
(受付開始は要請対象期間により異なります。詳しくは3ページをご確認ください。)

### 【申請方法】：郵送

〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎 3-37 (2階)

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付あて

2月28日(日)の消印まで有効です。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

感染症防止拡大のため、直接持参には対応しておりませんのでご遠慮ください。

### 【問合せ先】

沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-856-4427

対応時間：9:00～17:00(土日祝日除く)、令和3年3月5日まで

令和2年12月29日～令和3年1月3日までは土日含め対応

### 【備考】

下記団体の会員・組合員等は、申請書類の一部が添付免除される「確認書」  
を発行してもらうことが可能です。

- 1) 那覇/浦添/沖縄商工会議所、宜野湾市商工会、名護市商工会
- 2) 沖縄県中小企業家同友会
- 3) 沖縄県社交業飲食業生活衛生同業組合
- 4) 沖縄県飲食業生活衛生同業組合
- 5) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会/那覇市中心商店街連合会
- 6) のうれんプラザ管理組合
- 7) 栄町市場商店街振興組合
- 8) コザ商店街連合会

# 1 営業時間短縮協力金（那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設」）の概要

## 趣旨

新型コロナウイルスによる感染症患者の増加が止まらず県内の病床が逼迫していること等の状況を踏まえ、主な推定感染源とされている飲食関係の感染を抑制するため、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染防止対策を実施することとして、沖縄県は、令和2年12月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）に基づき、那覇市/浦添市/沖縄市の「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」に対し、営業時間の短縮要請（以後、時短要請）を発出しました。要請期間は、令和2年12月17日から令和2年12月28日までとなっております。今般、協力要請をした令和2年12月17日から令和2年12月28日までの全期間営業時間短縮に応じていただいた事業者を対象に協力金を支給いたします。

また、近時の感染状況の推移も踏まえ、感染防止対策の効果をより高める観点から、令和2年12月23日、那覇市/浦添市/沖縄市の「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」に対し、時短要請期間の延長（12月29日から1月11日）を要請するとともに、宜野湾市と名護市においても時短要請の対象とすることを発出しました。宜野湾市と名護市への時短要請期間は、令和2年12月25日から令和3年1月11日までとし、今般、協力要請をした期間の全期間時短営業に応じていただいた事業者を対象に協力金を支給いたします。

## 支給額

今回の時短要請に対する協力金の申請方法は、以下の から のいずれかの選択となります。

（ は、時短延長要請に応じた場合の の合算です。）

また、1店舗あたりの支給ではなく、1事業者毎の支給（1事業者1申請限り）となります。なお、那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市に複数の「飲食店」または「接待を伴う遊興施設等」を有する事業者については、時短要請の発表日に、要請対象地域となった全ての対象店舗について、要請期間内に営業時間の短縮（または要請期間内の休業）をしていることが必要です。

なお、1事業者1回限りの申請となります。

**対象地域：那覇市/浦添市/沖縄市**

1事業者あたり一律48万円（令和2年12月17日から令和2年12月28日）

1事業者あたり一律56万円（令和2年12月29日から令和3年1月11日）

1事業者あたり一律104万円（ + ）（令和2年12月17日から令和3年1月11日）

**対象地域：宜野湾市/名護市**

1事業者あたり一律72万円（令和2年12月25日から令和3年1月11日）

## 受付期間（郵送）

受付期間は、要請期間（上記「支給額」の申請４パターン）に応じて以下のとおりです。

- ( 1 ) 受付期間：令和３年１月４日（月）から同年２月２８日（日）まで  
那覇市・浦添市・沖縄市（要請期間：令和２年１２月１７日から同１２月２８日）
- ( 2 ) 受付期間：令和３年１月１２日（火）から同年２月２８日（日）まで  
那覇市・浦添市・沖縄市（要請期間：令和２年１２月２９日から同３年１月１１日）  
那覇市・浦添市・沖縄市（要請期間：令和２年１２月１７日から令和３年１月１１日）  
宜野湾市・名護市（要請期間：令和２年１２月２５日から令和３年１月１１日）

## 2 対象事業者の要件

本協力金の支給対象は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 中小企業及び個人事業主等で、沖縄県による営業時間短縮の協力要請を発表した時点（令和２年１２月１４日（月）、又は令和２年１２月２３日）で、要請対象地域において「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」（夜２２時以降も通常営業を行う飲食店等）を営業継続している事業者であって、営業時間短縮の協力要請を受けて、以下 から のいずれかの時短要請期間の全期間の営業時間の短縮（朝５時～夜２２時までの範囲内の営業）に応じていただいた事業者。

令和２年１２月１７日から令和２年１２月２８日（那覇市・浦添市・沖縄市）

令和２年１２月２９日から令和３年１月１１日（同上）

令和２年１２月１７日から令和３年１月１１日（同上）

令和２年１２月25日から令和３年１月１１日（名護市・宜野湾市）

那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市に複数の「飲食店」または「接待を伴う遊興施設等」を有する事業者については、時短要請の発表日に要請対象地域となった全ての対象店舗について、要請期間内に営業時間の短縮（または要請期間内の休業）をしていることが必要です。

- 2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 3 今回の協力金の支給対象外となる事業者

以下に該当する事業者は基本的に協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者

屋内での飲食を伴わない「屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等」の事業者

通常の営業終了時間が、もともと22時以前(および営業開始が朝5時以降)の事業者

既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者

デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者

その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

## 3 申請手続き等

### 1 本協力金の申請に必要な書類等の提出・入手方法

#### (1) 提出方法：【郵送】

郵送先 〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎 3-37 (2階)

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付あて

#### (2) 入手方法：以下の2通りとなります。

a 沖縄県ホームページ：以下のURLから申請書・要項等をダウンロードして下さい。

(URL)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/keiei/covid19/jitan1217-1228.html>

b 以下の場所に備え置き

・沖縄県庁(1階県民ホール)

・那覇市役所、浦添市役所、沖縄市役所、宜野湾市役所、名護市役所

(参考) 営業時間短縮協力金 案内動画

(URL)

<https://youtu.be/yTqffGQCe3c>



### 2 申請書類

以下の(1)から(8)までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出(例：営業実態(時短要請発表時以前から営業継続していること)を確認するための確定申告書の写しなど)及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

なお、以下の資料のうち、関係団体(P1【備考】参照)の確認書(日付・押印あり)を有する事業者は、確認書の提出により、以下の(4)(5)(6)(7)に代えることが可能です。

(1) 営業時間短縮協力金(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」)申請書兼口座振替依頼書(様式1)

(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し(様式2)

口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所)

(3) 本人確認書類(写し):以下の又はのいずれか確認できる書類を1つ(様式3)

(法人) 法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類

(個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類

(4) 食品衛生法第52条第1項に基づく、飲食店営業許可証の写し

(5) 時短要請の全期間、営業時間を短縮(朝5時から夜22時までの範囲内での営業に短縮)したことが分かる書類(時短した期間・営業時間を明示しているもの)

(以下の、又はのいずれか1つ)

営業時間短縮を告知するホームページの写し

営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真

営業時間短縮を告知するチラシ、DM等

営業時間短縮要請の対象店舗の名称等が分かるよう工夫してください。

対象店舗と対象外店舗が混在している場合には、対象店舗が営業時間短縮していることが分かる書類が必要

(6) 対象店舗の外観及び内部の写真(様式4)

「飲食店」又は「接待を伴う遊興施設等」であること、対象店舗の名称が分かる写真

(7) メニュー表(ドリンクメニューが確認できる部分)の写し、又は店舗内に掲示されているドリンクメニューの貼り出し紙の写真等

(8) 感染症拡大防止に具体的対策に取り組む事業者であることを示す、以下の～のいずれかの書類を添付

「RICCA」(QRコード付シーサーステッカー)の写しまたは掲示状況を撮影した写真

施設等の名称とQRコード番号(例:0123-4567M)が確認できること

RICCAは、県ホームページ「コロナ特設サイト」から5分程度で登録可能です。インターネット使用が難しい場合には、紙による登録申請も可能ですので、下記の申請書を提出してください。

「RICCA」事業者登録兼QRコード付シーサーステッカー発行申請書

インターネットでのRICCA登録が難しい場合、こちらの申請書を提出ください。

登録後は、申請書記載のメールアドレスへ連絡するとともに、県HPへ掲載するものとします。

別途、RICCA事務局よりステッカーを送付します。

シーサーステッカー(QRコードなし)の写しまたは掲示状況を撮影した写真

施設等の名称が確認できること

現在、QRコードなしのシーサーステッカーは発行していません。紛失や破損、あるいは整理番号が不明等の場合は、あらためてRICCAによるQRコード付ステッカーの発行をお願いします。

## **〔説明〕「RICCA」（リッカ）について**

沖縄県では、飲食店等をはじめ、感染防止対策に積極的に取り組む事業者に対してステッカーを発行して店舗等の目立つところに掲示いただくことにより、一般の皆様が安心して利用できる店舗・事業所であることを広く一般にお知らせするため、本年8月5日から「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー（シーサーステッカー）」の取組を開始し、10月16日からはクーポン発行機能等も付加したQRコード付シーサーステッカー（RICCA）を発行しています。

下記の県ホームページ（コロナ特設サイト）から、QRコード付シーサーステッカー（PDFデータ）を簡単に発行できますので、こちらから申請・発行（プリントアウト）のうえ店舗等に掲示いただくとともに、本協力金の申請添付書類として、同ステッカーの写しを提出いただくようお願いします。

各事業者におかれては上記主旨についてご理解いただき、本協力金の申請と併せて、感染防止の取組を積極的に進めていただくようお願いいたします。

（URL）「RICCA」について（県ホームページのコロナ特設サイト内）

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/oki\\_corona\\_line\\_oshirase.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/oki_corona_line_oshirase.html)

### 3 支給の決定

- （1）本協力金の支給要件に合致することを申請書等により確認（必要に応じて電話連絡又はメール連絡等により申請内容の確認を行います）のうえ、同協力金を支給します。なお、支給の決定は指定口座への入金をもってお知らせすることとします。
- （2）申告書類に不備がなく、追加書類の提出や内容確認の必要がない場合は、申請書の受理日から2週間程度での指定口座への入金を見込んでおりますが、申請受付開始当初（1月上旬）は多数の申請が想定され、不備申請や重複申請等の状況によっては、支給までに更に日数を要する場合があります。
- （3）申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給通知を送付する予定です。

## **4 申請書の記入に係る注意点**

### **\* 「酒類の提供」欄の記入について**

申請書（様式1）の「申請事業者の情報等」の項目中の、「酒類の提供」欄について、今後の感染防止対策の取組検討のために必要な情報となるため、飲食店等における実際の酒類提供の有無の状況を統計的に集計することとしておりますので、必ずご記入ください。ごくわずか

の種類でもお酒類を提供できるようにしている店舗（例：一般的な食堂やラーメン店、レストラン等において、ビールのみを提供している場合など）は、「酒類の提供」欄の「あり」にチェックを入れるようにしてください。

## 5 その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 今回の時短要請に協力いただき、本協力金を受給した事業者について、必要に応じて当該店舗名を公表させていただくことがあります。
- 4 今回県が実施する営業時間短縮協力金に関連して、那覇市内に対象店舗を有する事業者が、令和2年12月17日から令和2年12月28日の期間を含む時短要請（または要請期間内の休業）に協力した場合、那覇市役所が上乗せ給付金制度を実施する予定となっております。この上乗せ給付金について那覇市が別途申請を受け付けて審査を行う際の参考として、県協力金の申請内容・支給状況等の情報について、県から那覇市へ情報提供することとなりますのでご了承ください。

## 6 （要注意！）虚偽申請及び不正受給への対応

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、実際には夜22時以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず時短要請に応じたように見せかけたり、以前から廃業・休業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける、対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

**協力金の支給を装った  
詐欺にご注意ください！！**

# 沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金

(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」) 申請書兼口座振替依頼書

令和3年 月 日

沖縄県知事殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 (那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市) を受給したいので、下記のとおり申請します。本協力金は下記口座へ振り込んで下さい。

本協力金の申請にあたり、次の全ての事項について誓います。

- (1) 時短要請発表日 (令和2年12月14日または同12月23日) 時点で、各対象地域において飲食店又は接待を伴う遊興施設等の深夜営業 (夜22時～朝5時の時間帯を含む営業) を継続実施している事業者 (中小企業もしくは個人事業主) です。
- (2) 運営する対象地域の全ての飲食店等について、営業時間の短縮 (朝5時～22時までの範囲内) を対象期間において実施しました。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。
- (4) 那覇市による上乗せ給付金事務のため、那覇市内の店舗で12月17日～12月28日の期間を含む時短要請に応じた事業者の場合、本申請情報を那覇市へ提供することに同意します。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。

申請金額等	<input type="checkbox"/>	480,000円・・・	那覇市/浦添市/沖縄市	令和2年12月17日～令和2年12月28日	注意事項 ※本申請は1事業者1回限りとなります。 ※左欄にはいずれか1つのみチェックすること。 ※下欄には申請日時点で運営されている対象店舗数を記入すること。 ※複数店舗を運営する場合、対象地域において全店舗で時短営業 (深夜営業の自粛) を実施頂いた場合のみ、申請対象とする。					
	<input type="checkbox"/>	560,000円・・・	〃	令和2年12月29日～令和3年1月11日						
	<input type="checkbox"/>	1,040,000円・・・	〃	令和2年12月17日～令和3年1月11日						
	<input type="checkbox"/>	720,000円・・・	宜野湾市/名護市	令和2年12月25日～令和3年1月11日						
那覇市		店舗	浦添市	店舗	沖縄市	店舗	宜野湾市	店舗	名護市	店舗

申請事業者の 情報等	申請者 法人名又は 個人事業主名	フリガナ 名称											
		〒	-	RICCA登録		<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 未登録							
		住所											
		電話番号	-										
	代表者	常時雇用する 従業員数	人	資本金								万円	
		職名											
		フリガナ 氏名											
		自宅住所											
	対象店舗	生年月日	(西暦)	年	月	日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女						
		店舗名					通常 営業	:	~	:	※ 0:00~23:59で記入 ※ 24:00~0:00		
		〒	-	時短 営業	:	~	:	<input type="checkbox"/> 休業					
		住所											
	業種	分類	業種 (複数店舗がある場合、「店舗名」に記載の店舗について1つチェック)							酒類の提供			
		<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 接待を伴う飲食店		<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> そば屋 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> レストラン <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ライブハウス <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	担当者	フリガナ 担当者名					電話番号	※携帯電話等、日中連絡可能な電話番号 - -					
		メール	@										

口座 情報	金融機関	フリガナ 名称					銀行					支店
		支店コード	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号							
口座名義	フリガナ 名称											

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

上記の内容に、相違ないことを認めます。 沖縄県商工労働部 中小企業支援課長 印

受託業者		沖縄県		受託業者	
受	書類 確認	要 件 審 査	支 払 審 査	支	払

受付
支出



(様式2)

振込指定口座通帳(写し)

通帳表面(漢字の口座名義が確認できる箇所)

貼り付け位置  
(のり付け)

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

通帳1ページ目もしくは2ページ目(口座番号及びカナの口座名義が確認できる箇所)

貼り付け位置  
(のり付け)

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

必ず『両方』を貼り付けて提出してください。

( 様式 3 - 1 )

本人確認書類 ( 写し )

( 運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード、保険証等 )

貼り付け位置  
( のり付け )

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

( 裏面に住所 ( 変更した住所含む ) の記載がある場合は裏面も貼り付けてください。 )

貼り付け位置  
( のり付け )

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

マイナンバーカード裏面は絶対に貼り付けしないでください。

( 様式 3 - 2 )

本人確認書類 ( 写し )

( パスポート )

貼り付け位置  
( のり付け )

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。  
写真・名前および住所が確認できるページを貼り付けてください。

(様式4)

施設の外観及び内観の写真

(外観の写真)

貼り付け位置  
(のり付け)

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

(内部の写真)

貼り付け位置  
(のり付け)

機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

# RICCA (リッカ) 事業者登録 兼 シーサステッカー (QRコード付) 発行申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事殿

新型コロナウイルス対策RICCAへの事業者登録を申請したいので、下記のとおり申請します。

本協力金の申請にあたり、次の全ての事項について誓います。

- (1) 新型コロナウイルス対策に向けた業界ガイドラインまたは沖縄県版感染防止対策チェックリストを遵守します。
- (2) シーサステッカー (QRコード付) の利用にあたり、沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー利用規約を遵守します。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、事業者登録解除等に応じます。

申請事業者の 情報等	申請者 法人名又は 個人事業主名	フリガナ				
		名称				
		〒		-		
		住所				
	代表者	電話番号	-			
		職名				
		フリガナ 氏名				
	登録施設 [公表]	施設名				
		〒		-		
		住所				
		電話番号	-			
		HP				
		業種 ※主なもの1つに チェック	<input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> リゾートホテル <input type="checkbox"/> ビジネスホテル <input type="checkbox"/> ゲストハウス <input type="checkbox"/> 民宿 <input type="checkbox"/> その他 (宿泊業) <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 飲食店 (食堂・レストラン・専門料理店・喫茶店等) <input type="checkbox"/> 飲酒を伴う飲食店 <input type="checkbox"/> 飲酒を伴わない飲食店 <input type="checkbox"/> その他 (飲食店) <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 社交飲食業 (キャバレー、ナイトクラブ、スナック等) <input type="checkbox"/> 社交飲食業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> お土産店 <input type="checkbox"/> 大型施設テナント <input type="checkbox"/> その他 (小売店) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス (クリーニング・理容・美容等) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 娯楽業 (映画館・遊戯場・スポーツ施設提供業等) <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> パチンコ <input type="checkbox"/> その他 (娯楽業) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 公共施設・団体 <input type="checkbox"/> その他 (その他)			
	店舗責任者	フリガナ 責任者名			電話番号	※携帯電話等、日中連絡可能な電話番号 -
		メール	@			

### (注意事項)

- ①本申請書は、原本を提出し、コピーは手元に残すようお願いいたします。
- ②RICCA登録後の情報を確認したい場合、登録完了後に店舗責任者のメールアドレスにファイル等を送信いたしますので、メールアドレスは可能な限り記載をお願いいたします。メールアドレスがない場合は、後日県HPへ掲載するので、そこで確認をお願いいたします。

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

受付事務局			沖縄県	受付事務局	受付
受付	書類 確認	要件 審査	登録 審査	登録 確認	登録

RICCA 事業者登録 兼シーサーステッカー(QR コード付)発行申請を行うにあたっては、下記事項(または業界ガイドライン)を遵守してください。

## 沖縄県版感染防止対策チェックリスト

### 1. 営業者、従業員の対応

- 管理者、従業員共に出勤前就業前に体温を測定し、体調不良の場合は勤務制限を実施します。
- 万が一、感染が判明、または濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に協力し感染拡大防止に努めます。
- 就業中、マスクの着用など咳エチケット、手指消毒を徹底します。
- 接触確認アプリ(cococa)や県 LINE 公式アカウントを導入推奨します。

### 2. 「三つの密」を避ける施設の対応

- 入口のドアや窓を開け、常時換気扇を回すなど、密閉を避けます。
- 密集状態を避けるよう、予約による来店や混雑時間を避けた来店を推奨する啓発や立ち位置の表示を行います。
- 店内が混雑しないよう、必要に応じ入店制限を実施します。
- 密接を避けるため、客席等は、対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くします。会計レジ・カウンターなどで対面となる場合、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽します。

### 3. 施設の感染防止対策

- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置します。
- 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行います。
- ゴミは袋に密封し、取り扱った後は手指消毒を行います。

### 4. 利用者同士の対応(飲食店など利用者間で接触の可能性がある場合)

- 利用者がマスクを着用し咳エチケットを励行するよう啓発します。(食事中など、着用に支障がある場合は除きます。)
- 利用者が密集しないような席に案内します。自ら席を選ぶ場合は、掲示などで利用者に啓発します。予約制の場合は予約人数により混雑度を管理します。
- 発熱や風邪、味覚障害などの症状がある方の入店制限を行う旨を掲示し、必要に応じ体温を計測するよう協力を求めます。
- 他人と共有する物品は可能な限り少なくし、共用する場合は、使用者が替わるたびに洗浄や清拭・消毒を行います。

上記の実施内容のとおり感染症防止対策を実施します。

**【営業時間短縮協力金（那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設」）】提出書類確認表**

No.	チェック内容	適	不適
1	申請書兼口座振替依頼書（様式1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・酒類の提供有無のチェック、口座情報の確認を今一度入念に行ってください		
2	口座通帳の表紙および表紙裏面の写し（様式2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・金融機関名、口座番号、口座名義、名義人のフリガナ表記が確認できる書類であれば可		
3	本人確認書類の写し（様式3-1もしくは様式3-2いずれか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【法人】法人代表者の運転免許証/パスポート/保険証等 【個人事業主】運転免許証/パスポート/保険証等		
4	「QRコード付シーサステッカー」の写し、又は掲示状況の写真、又は「RICCA登録申請書」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
以下、5～8については、団体の「確認書」があれば添付省略可			
5	食品衛生法の営業許可書の写し 団体の「確認書」があれば添付省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	12月17日から12月28日まで、又は12月29日から1月11日、あるいは12月25日から1月11日の全期間、営業時間を短縮したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の から までの <b>いずれか</b> 団体の「確認書」があれば添付省略		
	営業時間短縮を告知するホームページの写し		
	営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真 営業時間短縮を告知するチラシ、DM等		
7	施設等の外観及び内部写真（業種が確認できるような写真）（様式4） 団体の「確認書」があれば添付省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	施設等の外観写真 施設等の内部写真		
8	ドリンクメニューが確認出来るメニュー表や写真等 団体の「確認書」があれば添付省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
備考			

## 協力金支給の考え方

	要請日			要請日			要請日			要請日		
	12/14	...	12/17	...	12/23	...	12/25	...	12/28	12/29	...	1/11
那覇市			要請 1 那覇市上乗せ対象						要請 2			
浦添市			要請 1						要請 2			
沖縄市			要請 1						要請 2			
宜野湾市							要請 3					
名護市							要請 3					

協力期間		協力金額
要請 1	のみ	→ 48万円
要請 2	のみ	→ 56万円
要請 3	のみ	→ 72万円
要請 1	+ 要請 2	→ 104万円

上記の4つのうちいずれか1つのみ申請可



### 複数店舗ある事業者

同時期にかけた要請対象地域に複数店舗を有している場合、対象地域にある全店舗で要請に協力する必要があります。

例 1) 那覇市と浦添市に店舗がある事業者が、要請 1にのみ協力する場合

- ・那覇市及び浦添市の両店舗で時短営業することが必要

上記にて申請可能

(那覇市の上乗せ支給を希望する場合は那覇の店舗での申請が必要)

例 2) 那覇市と宜野湾市に店舗がある事業者が、那覇の店舗において要請 1に協力しており、引き続き要請 2, 3に協力する場合

- 那覇市の店舗 → 12/17から時短営業、12/29以降も継続
- 宜野湾市の店舗 → 12/25から時短営業

上記 ~ のいずれか1つにて申請可能 (a,bどちらも実施する必要あり)

例 3) 那覇市と宜野湾市に店舗がある事業者が、那覇の店舗において要請 1に応じず、要請 2, 3に協力する場合

- 那覇市の店舗 → 12/29から時短営業
- 宜野湾市の店舗 → 12/25から時短営業

上記 または のどちらか1つにて申請可能 (a,bどちらも実施する必要あり)



## Q&amp;A

総括情報部/商工労働部 中小企業支援課

	質問	回答
1	なぜ、飲食店及び接待を伴う遊興施設等が対象となっているのですか。	現在の感染状況がこのまま年末年始まで続くと医療崩壊が発生する恐れがあります。本県の推定感染源の4割が飲食店等（接待を伴うスナック等や居酒屋など）です。主な感染源を抑制する必要があるため、飲食店及び接待を伴う遊興施設等を対象として営業時間短縮をお願いしています。
2	本店・本社が沖縄県外の場合でも、沖縄県内の対象地区に対象店舗があれば、営業時間短縮協力金の対象になるか。	はい、対象になります。
3	那覇市、浦添市、沖縄市で、通常の営業時間が朝10時から夜19時までの飲食店ですが、営業時間短縮協力金の支給対象となりますか。	いいえ、対象になりません。 通常の営業時間が、そもそも午前5時から午後10時までの範囲内であれば、営業時間短縮とはみなされず、協力金の対象になりません。 (例えば、通常の営業時間が午後3時から午前0時までの飲食店が、午後10時に閉店する場合や全日休業する場合は、営業時間短縮協力金の対象となります。)
4	営業時間の短縮ではなく、要請期間中完全休業した場合も、協力金の支給対象となりますか。	はい、支給対象となります。
5	県の要請に協力して営業時間短縮したことについては、どのように確認するのですか。	申請書を提出する際の添付資料として、写真等を提出できるよう、店舗入口等への営業時間の短縮、または休業期間のお知らせに関する張り出しや、ホームページやSNS等への掲載の写しの提出をお願い致します。
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、営業時間短縮の要請の対象となりますか。(例：ホテル内にある接待を伴う飲食店やバー等)	はい、営業時間短縮の要請の対象になります。 ただし、宿泊客のみを対象とする食事提供施設は対象外となります。
7	居酒屋を午後10時で閉店して、その後テイクアウトサービスのみを続けた場合、協力金の対象となりますか。	はい、居酒屋の通常の営業時間を短縮し、午後10時までに閉店してお客様を店内から退店させていれば、協力金の対象となります。
8	那覇市内、浦添市、沖縄市のカラオケボックスは、営業時間短縮の要請対象となりますか。	食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得し、飲食の提供を行う営業形態であれば、営業時間短縮の要請対象になるので、この場合、通常の営業時間を短縮し、午前5時から午後10時までの範囲内の営業とすれば、協力金の支給対象となります。
9	口座はネット銀行でよいですか。	ネット銀行でも問題ありませんが、口座名義のフリガナ全体が確認できるホームページのコピーなどを添付してください。
10	免許証の裏面は不要ですか。	結婚入籍後の姓の変更や、引っ越し等による住所の変更がなければ、免許証の裏面の写しの添付は不要です。
11	申請書類の受け取りは土日も可能ですか。	県庁1Fの時間外通用口（パレット久茂地側から県庁を正面に見て、建物左面側）の守衛室前に準備しておりますので受取可能（土日祝は午前9時～午後5時）です。
12	スマホやPCでの申請はできますか。	今回の申請は紙（郵送）での申請のみとなっております。
13	午後10時までの営業ですが、どのケースであれば協力金が申請できますか。 ・ラストオーダーが午後10時まで ・料理・飲食の提供が午後10時まで ・お客様の退店が午後10時まで ・従業員の退店が午後10時まで	お客様が午後10時以降店内にいない状態となります。ラストオーダーの時間や料理・飲食の提供が午後10時迄でも、お客様が午後10時以降お店に居た場合は申請いただけません。 お客様に午後10時には退店いただけるようご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。 従業員の方が清掃や仕込み等で残っているのは問題ありません。
14	屋内と屋外（テラス等）の店舗を運営している。その場合、屋外（テラス等）は22時以降もオープンしても対象となりますか。	協力金受給を申請される事業者においては、屋外（テラス等）を含め、時短営業にご協力いただいた場合のみ対象となります。